

令和 7 年度 障害者自立支援機器等開発促進事業 公募に関する説明

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部企画課 自立支援振興室

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を堅く禁止します

1

1

1. 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

2. 応募方法、各要項と補助金事務の取扱い等

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を堅く禁止します

2

2

支援機器とは

障害者の生活を支援する

幅広い範囲を包含する機器の総称

支援機器を活用して障害のある人々の新たな可能性を
拓くという意味を込めて提案された用語

(厚生労働省社会・援護局生活支援技術革新ビジョン勉強会報告,2008年)

※本事業では、医療機器に該当する機器は対象外

3

障害者自立支援機器等開発促進事業

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3071）

令和7年度予算案 2.0 億円（令和6年度補正予算で1.3 億円計上）
令和6年予算額 1.2億円

1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助を行う**ことを目的とする。
支援機器の開発においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成し、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。
普及促進の取組においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

2 事業の内容

(1) 自立支援機器の開発事業

①テーマ設定型事業 ②製品種目特定型事業 ③指定補助金等の交付等に関する指針(SBIR)(※)に基づく事業

障害者等の日常生活やコミュニケーションを支援する機器等（8テーマ）及び、盲ろう者が在宅で日常生活活動を行えるように支援する機器等（4種目）の機器を開発している企業、さらに支援機器の開発を目指すスタートアップ企業に対して、開発に要する費用の一部を補助する事業。
※「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく指針

(2) 障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業（新規）

①ニーズ・シーズマッチング強化事業 ②支援機器普及啓発促進事業

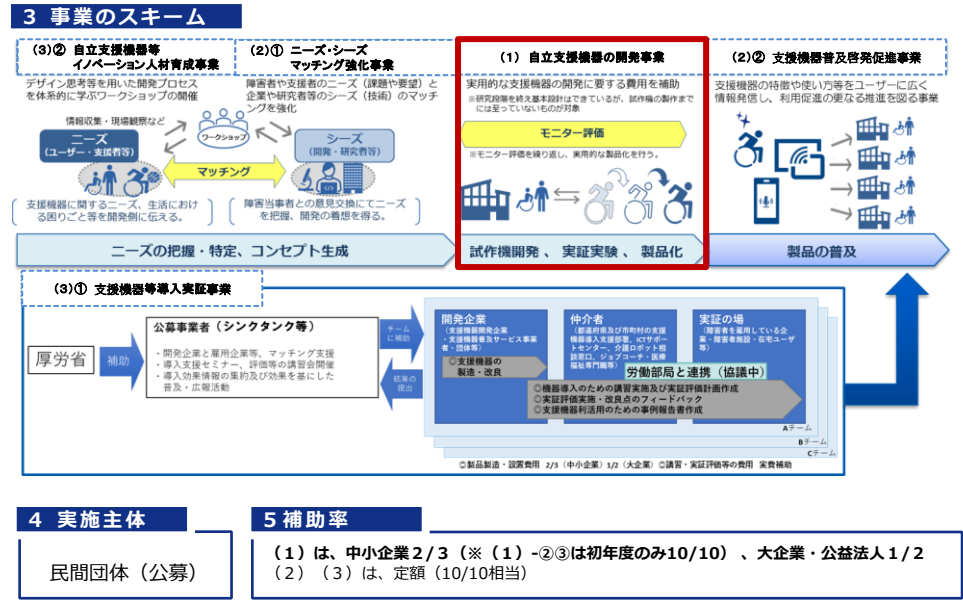
障害者等や医療福祉専門職等の使用者が抱える要望（ニーズ）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者が保有している技術（シーズ）のマッチングを図りながら意見交換を行う場を提供するとともに、障害者等が真に必要な製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる事業。

(3) 実証・普及支援モデル事業（新規）

①支援機器等導入実証事業 ②自立支援機器イノベーション人材育成事業

障害者等と開発企業の仲介に入り実証評価や機器の開発・改良を支援する人材を育成するとともに、障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を使用し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者等の就労支援を促進する事業。

4



5

(1) 自立支援機器の開発事業

障害者への自立支援機器の開発（**実用的な支援機器の製品化**）に対して補助を行う事業

実用的な支援機器とは？
→研究段階を終えて基本設計はできているが、試作機の製作には至っていないもの

事業の対象範囲
試作段階の機器が、実際の使用場面で使い、効果を試すモニター評価を繰り返して開発・改良を行い、製品化を目指す段階



6

(1) 自立支援機器の開発事業

①テーマ設定型事業（8テーマ）

- 1 日常生活を支援する機器
- 2 コミュニケーションを支援する機器
- 3 レクリエーション活動を支援する機器
- 4 就労を支援する機器
- 5 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- 6 ロボット技術を活用した支援機器
- 7 脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器
- 8 その他、障害者等の自立と社会参加を支援する機器

障害者の自立支援機器
全般を幅広く対象

②製品種目特定型事業（4種目）

- 1 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- 2 障害児のスポーツ活動への参加を支援する機器
- 3 発達障害児・者の日常生活を支援する機器
- 4 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

ニーズはあるが開発が
進みにくい機器を対象

③指定補助金等に関する指針に基づく事業

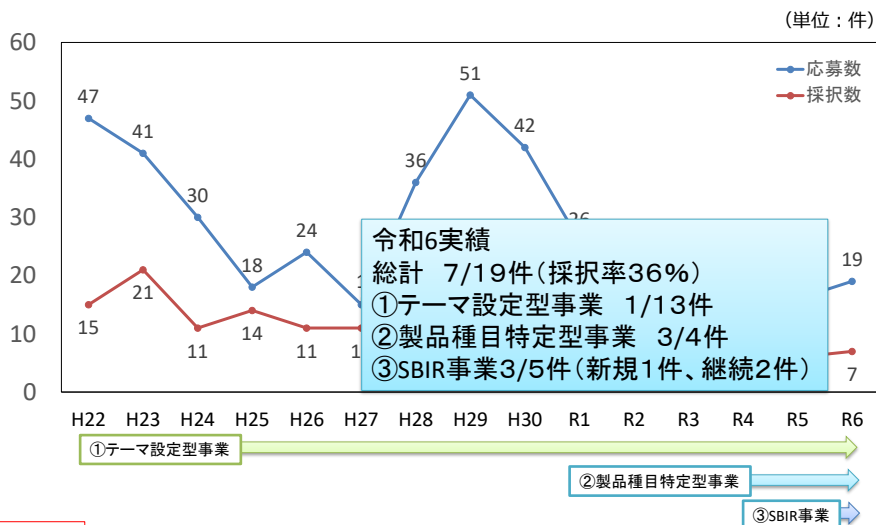
多様化する障害像を見据えた自立支援機器の開発

汎用性を見据えた
自立支援機器を対象

7

(1) 自立支援機器の開発の応募・採択数

・開発補助事業への応募・採択状況



取り扱い注意

8

製品化の実績例（製品化率57% 令和7年1月現在）

近年、製品化率が向上

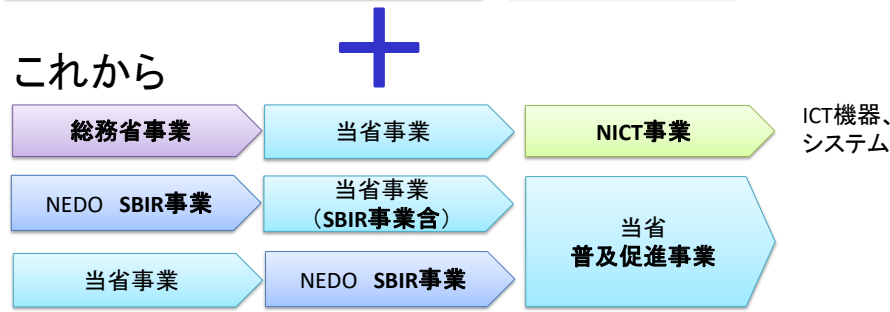
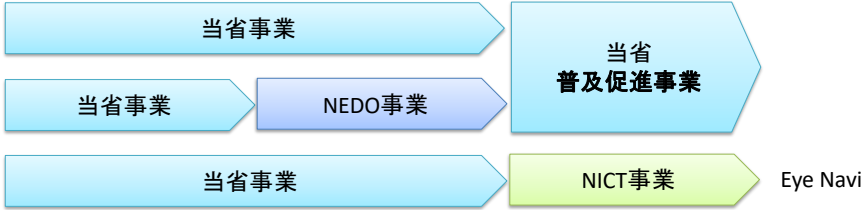
（令和6年度時点）

製品名	触図筆ペン (みつろうペン)	はっする でんたー	レル・ライト	Comuoon (コムーン) Comuoon Pocket (コムーンポケット)	Baby Loco (ベビーロコ)	Eye Navi (アイナビ)
製品画像						
製品概要	視覚障害児・者向けのインクにみつろうを用いた筆記用具	発達障害児向け歯科治療支援ソフト	重度障害者向け、姿勢変換が可能でコンパクトな電動車椅子	聴覚障害者向け、聞きやすい補正が可能な対話支援機器	障害児向け手持ちの座位保持椅子を載せ、自分で操作して室内を移動する機器	視覚障害者用歩行支援アプリ
発売年度	H24	H27	H26	H26,R5	H30-R1	H29-R2
採択年度	H22-23	H24-26	H23-24	H25-26、R2	R2	R5
開発機関	有限会社 安久工機	株式会社 マイクロブレイン	有限会社 さいとう工房	ユニバーサル・ サウンドデザイン 株式会社	株式会社 今仙技術研究所	株式会社 コンピューター サイエンス研究所
備考	・盲学校や団体に年間10台程度販売 ・見えない人と見える人をつなぐコミュニケーションツール	・手順説明にイラストや写真を使った「絵カード」をiPad上でデジタル化	・リクライニングやティルト、床面までの座面昇降、左右座圧などの姿勢変換が可能	・2016年グッドデザイン賞受賞 ・日本、アメリカ、欧州において複数の特許を取得	・子どもの発達を促し、自ら移動する喜びを提供 ・2022年24時間テレビ寄贈品	・デジ田甲子園（内閣府）内閣総理大臣賞 ・無料ダウンロード

9

広がる支援機器の開発・普及過程

これまで

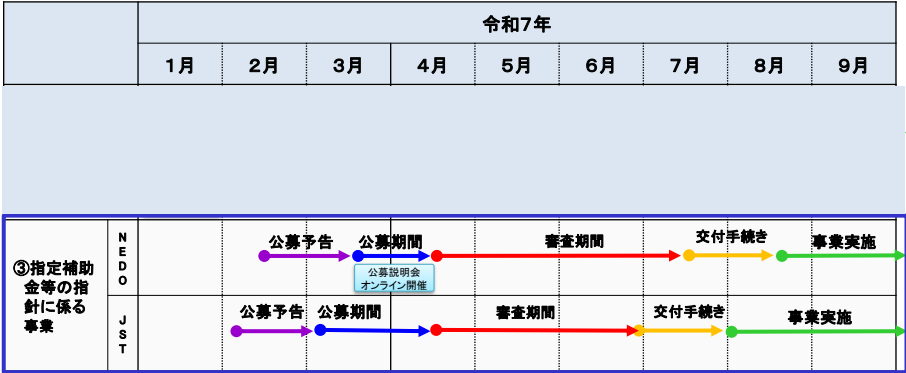


開発の段階や期間、費用等に応じて補助事業を選択

10

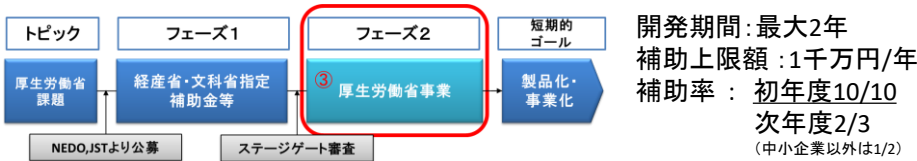
(1) 自立支援機器の開発事業

令和7年度公募スケジュール(予定)



③指定補助金等に関する指針に基づく事業

新SBIR制度による他省庁連結型事業



フェーズ2 採択実績 【令和6年度】 採択件数: 3/5件

- 【採択課題・事業者】
- 重症心身障害児者が容易に意思表示できる音声出力型会話補助装置の開発 (志エンボディ合同会社)
 - 重度障害者用意思伝達装置における過去判定線を利用したパラメータ自動調整法 (ダブル技研株式会社)
 - コミュニケーションに困難さを抱えた子ども・若者とその支援者に対する認知行動療法自立支援機器の開発 (株式会社メンサボ)

③指定補助金等に関する指針に基づく事業

厚生労働省トピック

多様化する障害像を見据えた自立支援機器の開発

令和6年度は、JST(3月)、NEDO(4月)よりフェーズ1の公募開始実績

開発対象種目（４種目）

障害者の真のニーズを捉えながらも汎用性を見据えた製品開発及び、製品の継続的な提供を視野に入れた支援機器の研究開発を対象とする。

① 障害児・者の知的及び認知機能を補助し、自立生活を支援する機器

② 障害児・者の日常生活関連活動(家事、買い物、外出時の移動・経路案内、金銭管理等)を支援する機器

③ 障害児・者の余暇活動(遊び、趣味、スポーツ等)を支援する機器

④ 障害者の心身の健康維持・向上に資する機器(自ら管理しつつ支援者にも必要な情報を共有できる機器等)

※ 技術はあるが、既存の製品として広く流通していないものが望ましい。

※ 機器にはシステム、アプリケーションの開発を含む。

※ 医療機器は対象外とする。医療機器に該当するか判断できない場合は、事前に都道府県業務課へ問い合わせること。

13

(1)自立支援機器の開発事業

令和7年度公募スケジュール(予定)



14

1. 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

2. 応募方法、各要項と補助金事務の取扱い等

注)ここから先の話は、①テーマ設定型事業と②製品種目
特定型事業の公募に関するものです。

「令和7年度障害者自立支援機器開発促進事業公募
要項」に沿って説明いたします。

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

15

15

2. 事業の実施期間

1. 事業実施期間

採択日から令和8年3月31日

2. 開発期間

- ・ 採択通知日以後であって、開発を開始する日から当該年度の開発が終了する日までとする。
- ・ また、令和7年度の応募にあたっては、**最長で3年間**（採択日から令和10年3月31日まで）の開発期間を**提案することが可能**である。
- ・ ただし、複数年に渡る提案で採択されたものであっても、**年度毎に応募書類の提出が必要**であり、**審査結果によっては継続が認められない場合がある**。

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

16

16

3. 応募資格及び条件

本事業において公募により採択された企業等は、次の①から（９）までに掲げる要件を全て満たしていること。

- ① **日本に登記されている法人格を有する団体**（国及び地方公共団体を除く）であって、本事業による開発の対象となる支援機器の開発のための**拠点を日本国内に有していること**。
- ② 開発機器の開発を的確に遂行するための組織、人員、設備、技術的能力、資金調達に必要な経営基盤等を有しており、当該開発を主として行う役割を担えるものであること。
- ③ 本事業の補助金に係る経理事務を適切に遂行するための十分な管理体制及び経理体制を有していること。
- ⑥ 製品化及び製品化後の販売等に関する具体的かつ実現可能な計画（３年を越えないものに限る。）を有していること。
- ⑦ 事業の実施年度の前年度の決算（単体）において、**資本金の額が１０億円以上であり、かつ、売上高が１千億円以上である会社ではないこと**。
- ⑧ 厚生労働省から補助金交付等の停止又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑨ 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

17

17

3. 応募資格及び条件

- ④ 開発機器の仕様又は機能に応じた適切な知見を有する**医療福祉専門職等から事業実施期間を通じて指導及び助言を受けるための体制が構築されていること**。
 - 開発代表者、開発分担者及び開発協力者の**役割を明確にし、役割に応じた適切なエフォート**を記載する
 - 開発分担者もしくは開発協力者に必ず**医療福祉専門職をいれる**。
※医療福祉専門職の関わりについては、役割、協力頻度等を具体的に記載する。
※適時、助言・アドバイスのみの体制および協力予定については認められない。
- ⑤ **開発機器のモニター評価について**
モニター評価とは
 - ア 医療福祉専門職等及び開発機器を使用すると想定される障害者等と緊密な連携のもと、開発機器の製品化に向けた利便性の向上などの課題を把握し、適切な開発機器の改良開発を行うため、**試作機を実際に用い試用等により評価すること（概ね１５人以上に実施すること）**
 - イ モニター評価が適切に実施できるよう**医療機関、障害福祉施設又は障害当事者団体等とも事業実施期間を通じて連携体制が構築されていること**。

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

18

18

3. 応募資格及び条件

開発機器の要件

開発機器は、次の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすものであること

- ① 全く同一の仕様又は機能の製品が存在しないこと。
- ② 製品化に対する**障害者等のニーズについて調査結果等から明らか**であること。
- ③ ②の障害者等のニーズを反映したものであり、製品化により**障害者等の自立と社会参加の促進が期待される**こと。
- ④ 一定規模の市場が存在することが見込まれ、かつ、当該開発機器の使用者と想定される障害者等にとって経済的に優れていると認められること。
- ⑤ 開発のための基礎的研究が完了しており、製品化に向けた試作機の設計が完了していること。
- ⑥ 開発に要する経費について、他の補助金及び助成金等の交付を受けていないこと。
- ⑦ **医療機器に該当しない**こと。

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

19

19

4. 対象事業

①テーマ設定型事業（8テーマ）

- 1 日常生活を支援する機器
- 2 コミュニケーションを支援する機器
- 3 レクリエーション活動を支援する機器
- 4 就労を支援する機器
- 5 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- 6 ロボット技術を活用した支援機器
- 7 脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器
- 8 その他、障害者等の**自立と社会参加**を支援する機器

障害者の自立支援機器
全般を幅広く対象

②製品種目特定型事業（4種目）

- 1 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- 2 障害児のスポーツ活動への参加を支援する機器
- 3 発達障害児・者の日常生活を支援する機器
- 4 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

ニーズはあるが開発が
進みにくい機器を対象

※申請の内容を踏まえてテーマ設定型事業への変更を求める場合があります。

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

20

20

5. 補助額等

- (1) 補助対象経費費（当該年度の計画総事業費）の上限額
 テーマ設定型事業の場合は**22,500 千円/件**
 製品種目特定型事業の場合は**15,000千円 /件**を上限額とする
 ※厚生労働大臣が必要と認めた額（対象経費の実支出額）を基準とする
 ○補助金の支払いは、**概算払い**とする
- (2) 補助率

開発機関区分(法人類型) に従い、テーマ設定型事業と製品種目特定型事業で各々規定

	法人類型	補助率
テーマ設定型事業	中小開発機関	2 / 3
	中小開発機関以外の会社、 社会福祉法人等	1 / 2
製品種目特定型事業	中小開発機関	2 / 3 (初年度のみ 10 / 10)
	中小開発機関以外の会社、 社会福祉法人等	1 / 2

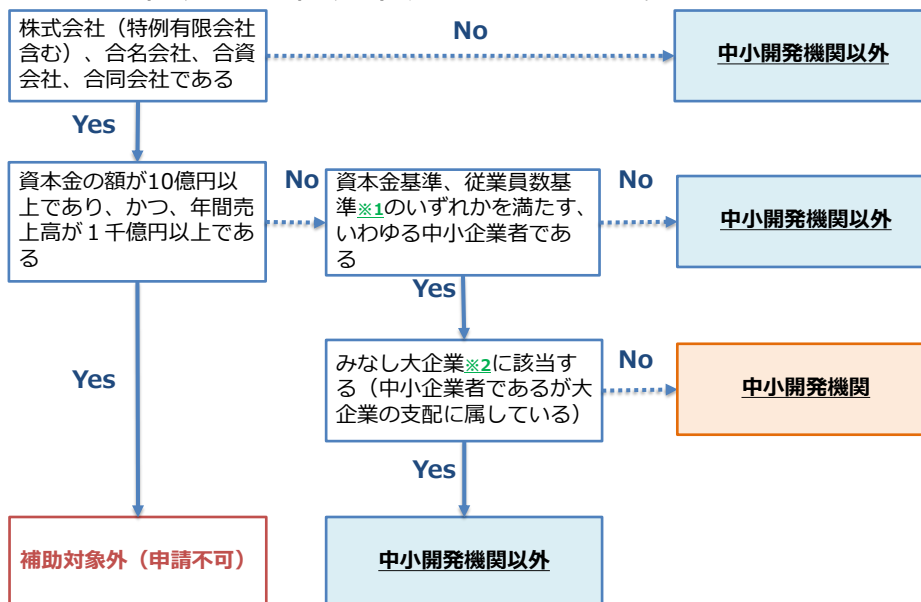
※中小開発機関の定義については、公募要項の別表 1 を参照

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

71

21

開発機関区分判定のフローチャート



本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

22

22

5（3）補助対象経費

【対象経費の範囲】

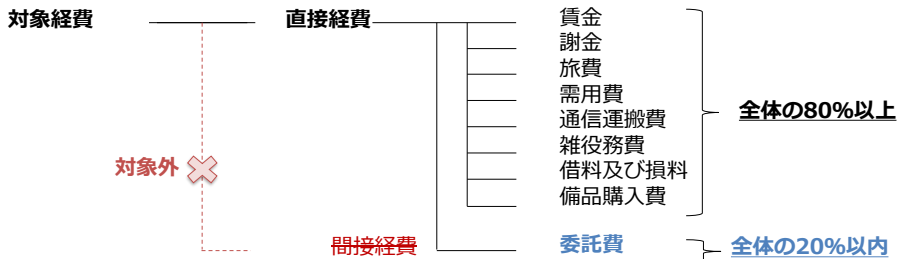
- 本事業の対象経費は、支援機器の開発の遂行のため直接必要であって、この開発のためだけに使用される経費（直接経費）となります。

※ 直接経費として認められない経費（間接経費）は対象となりません。

【対象経費の種類】

- 対象経費の費目は次のとおりとなります。また、本事業は、開発の主たる内容を担う機関を採択することとしているため、委託費については次の要件を満たす必要があります。

- ・ 開発の遂行のために必要不可欠な事業であるが、申請する企業では技術力等を有しない等の事由があるため、やむを得ず委託が必要となるもの
- ・ 直接経費（総事業費）の5分の1以内であること



本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

23

23

7. 提出物

令和7年度「障害者自立支援機器等開発促進事業」の公募開始について

1. 応募書類等

提出物は下表のとおり。
作成にあたっては、障害に配慮した資料作成を行うこと。

提出物	様式	ファイル形式	備考	提出方法
1 事業計画書	様式1（475 B）	Microsoft Word	図表の説明の注釈を付けること。	要提出
2 所費内訳書	様式2（216 B）	Microsoft Excel	—	要提出
3 人件費、報償費及び旅費等の支給基準（法人の内規）	指定なし	—	—	必要に応じて提出
4 対象外経費を申請する場合は、その必要性・有効性を説明できる資料	指定なし	Microsoft Word	該当する場合のみ提出	必要に応じて提出
5 定款又は寄附行為	指定なし	—	—	必要に応じて提出
6 税務署に提出した直近3年分の決算書（写）	指定なし	—	無い場合はそれに類する関係書類	必要に応じて提出
7 中小開発機関である場合、中小開発機関であることを証明できる書類	指定なし	—	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等	必要に応じて提出
8 プレゼンテーション動画	—	Power Point	事業計画の説明。5分以内とする（アップロード制限は16MB）。音声等で図表の説明をすること。	要提出
9 開発機器に関するPR動画	—	指定なし	※提出は任意 機器の使用法や新規性、独創性等の説明。3分以内とする（アップロード制限は16MB）。音声等で動作等を説明すること。	任意提出

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

24

9. 提出方法

「障害者自立支援機器開発促進事業」の申請は、原則、補助金申請システム jGrants（デジタル庁所管）にて提出となります。

- ・jGrantsでの申請に際しては、「GビズID」が必要となります。
→「GビズID」の取得には、申請方法によっては2～3週間かかる場合があるため、GビズIDをお持ちでない事業者様はお早めの取得手続きをおすすめいたします。

- ・補助金申請システム jGrantsのサイトに入り、補助金を探すにて事業を検索して下さい。
- ・操作にあたっては、サイト内の[事業者クイックマニュアル](#)を参照してください。



25

10. 採択方法

- ・提出された申請案件について、外部有識者で構成される開発評価委員会における審査（書面審査の上、必要に応じてヒアリングを実施）を踏まえて、予算の範囲内で決定。

【申請にあたり考慮すべき事項】

- (1) 開発背景と目的は、開発促進事業の趣旨を適切にふまえている。
- (2) 機器開発の内容と手法が、適切かつ具体的である。
- (3) 支援機器の使用者として想定される障害者等のニーズを的確に反映し、障害者の生活に資する観点を踏まえたものである。
- (4) 医療福祉専門職等との連携（エフォート等を考慮）が適切に実行され、モニター評価が確実に実施される開発組織体制である。
- (5) 過去に同様（類似）の機器開発に関係する実績等があり、本事業の成果を達成できる能力を有している。
- (6) 開発する機器は、新規性や独創性があり、既存製品や技術との違いが明確である。
- (7) 倫理審査の受審等、倫理面に配慮した計画である。
- (8) 特許権等知的財産権の取得状況や市場調査等による製品化（生産・普及計画）の実現可能性がある。
- (9) 事業計画のスケジュールは、実現妥当性がある。
- (10) 所要額の内訳は、明確かつ具体的である。

26

26

ニーズ・シーズマッチング強化事業への 展示及び成果報告

～ニーズ・シーズマッチング交流会を開催～

- ✓ 令和6年度、東京会場を含めた3日間、2会場（計6日間）で開催
- ✓ 支援機器を開発している企業と自立支援機器等開発促進事業採択企業が試作機を出展し、障害当事者やその支援者などから試作機への改善・改良点へのご意見をいただく場

*** 採択企業は東京会場での開発成果報告への参加が必須**

※詳細は、過去実施団体（公財）テクノイド協会HPをご参照ください

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

27

27

12. 本事業に係る照会先

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障害者自立支援機器係
中村・米谷・平山

電話番号：03-5253-1111（内線3088、3637）

Mail：syougaikiki@mhlw.go.jp

*可能な限りメールでのお問い合わせにご協力願います

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売などの二次利用を強く禁止します

28

28